

CFP[®]試験出題分析

～相続・事業承継設計編～

TAC

CFP[®]、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER[®]、サーティファイド ファイナンシャル プランナー[®]は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

1. 試験概要

(1) 日程

CFP 試験は、毎年 2 回（6 月と 11 月の第 2・第 3 日曜日）に実施されます。

AFP 試験（2 級 FP 技能検定）とは異なり、隔週 2 日間による 6 分野の課目別試験で、課目ごとに合格が認められます。

第2日目：平成27年11月15日（日）	
③ 相続・事業承継設計	15：30～17：30

※試験問題の法令基準：平成27年4月1日の時点で、すでに施行（法令の効力発行）されているものを基準とします。

※試験の実施日程等のご自身で試験実施団体ホームページまたは受検願書等でご確認ください。

(2) 試験形式

試験形式は各課目ともすべて四肢択一のマークシート方式で 50 問出題。

(3) 合格率データ

■相続・事業承継設計 課目別合格率

	H24年第1回	H24年第2回	H25年第1回	H25年第2回	H26年第1回	H26年第2回
受験者数	1,907名	1,745名	1,815名	1,703名	1,815名	1,651名
合格者数	743名	619名	695名	673名	695名	626名
合格率	39.0%	35.5%	38.3%	39.5%	38.3%	37.9%
合格ライン	—	—	—	—	33問	31問

2. 課目別攻略法

(1) 出題論点分析

2 級 (AFP) 試験の傾向と同様に「民法」「相続税」「贈与税」「財産評価」の論点から、まんべんなく出題される。ただし、2 級 (AFP) 試験と比較して詳細な内容が問われるため、「寄与分」「海外の相続人・相続財産」「取引相場のない株式の評価」等、CFP だけの定番問題となっている論点もある。また、「後見制度」「保険金」「土地・建物」等のテーマは、2 級 (AFP) 試験で学習した他の課目との関連もあるので、2 級 (AFP) 試験の全課目の知識に CFP の相続・事業承継が上乗せされるという点を意識した学習が必要である。

金額を解答する計算問題が 25 問程度出題されるが、個別論点の問題が多く、時間のかかる複雑な計算や、難しい公式を覚えておく問題は少なくなっている。

(2) 得点戦略

2 級 (AFP) 試験で学習する内容が、そのままに出題されることも多く、設例は定型のパターンが多いため、一般的に学習しやすい課目と考えられる。その結果、合格のためには取りこぼしを少なくして、高得点を獲得する必要がある。

まず、2 級 (AFP) の知識で対応できる平易な問題を確実に解答する基礎体力を身につけるため、民法の相続人・法定相続分・遺言、相続税の計算体系・法定相続人の数・保険金・退職金・小規模宅地等の評価減、贈与税の配偶者控除・相続時精算課税、財産評価の土地・建物・上場株式等を確実に理解することが大切。

その土台の上に、CFP の詳細な論点となる「民法」の寄与分・二重身分・遺言、「相続税」の納税義務者・課税財産・債務控除・配偶者の税額軽減、「財産評価」の取引相場のない株式等を、しっかりと積み上げて得点する。

どの設例も「相続人等関係図」が与えられるので、放棄・養子・国籍・住所地等を含めて、あらゆるパターンを正確に読み取れるようにしておくこと。正誤問題は、2 級 (AFP) の知識の延長で解答できる問題も多数あるが、選択肢の文章が長いため、精読するのではなく、キーワードを読み取るトレーニングを繰り返しておくことが大切である。引っかけや詳細な特例も問われるので、要注意。計算問題は、複雑な計算が必要になる問題は少数で、難しい計算式は与えられる場合が多いため、基本的な相続税の計算体系、贈与税の計算体系、土地の財産評価を使えるように演習しておく。

(3) 標準学習時間

講義時間を除き、1 課目あたり、80 時間～100 時間。

(4) 平成27年6月試験では

平成 27 年 6 月試験で実際の問題をみてみましょう。

○2 級 (AFP) レベルの問題・・・・・・・・・・問 19

○2 級 (AFP) と CFP の中間レベル問題・・・・問 36

○CFP レベルの論点・・・・・・・・・・問 44

○2級（AFP）レベルの問題

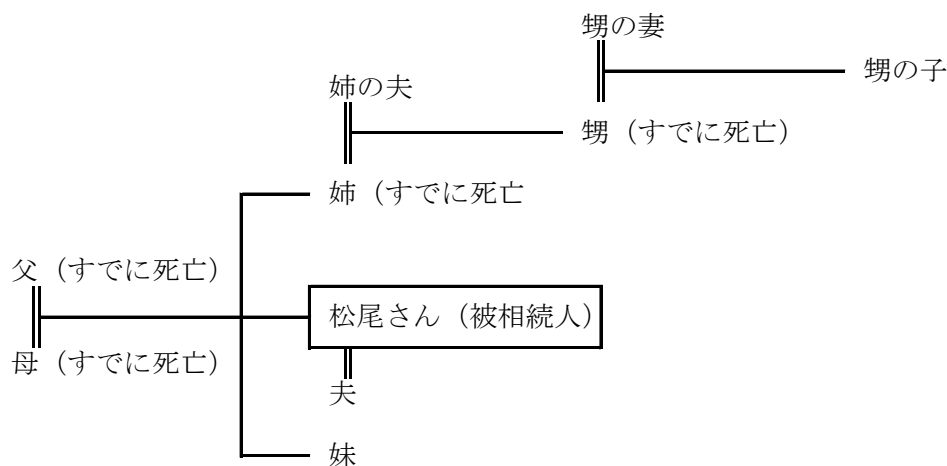
問 4

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問について、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

松尾恵子さん（以下「松尾さん」という）は、平成27年3月20日に東京都内の病院で死亡した。松尾さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、松尾さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、松尾さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円以下		10%	—
10,000千円超	30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超	50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超	100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超	200,000千円以下	40%	17,000千円
200,000千円超	300,000千円以下	45%	27,000千円
300,000千円超	600,000千円以下	50%	42,000千円
600,000千円超		55%	72,000千円

（問題19）

（設問A）松尾さんの相続に係る相続税における「遺産に係る基礎控除額」として、正しいものはどれか。

1. 42,000千円
2. 48,000千円
3. 70,000千円
4. 80,000千円

出典：平成27年度第1回CFP®資格審査試験
相続事業承継設計 問 4(問題 19)

○2級（AFP）レベルの問題・2級（AFP）とCFPの中間レベルの問題

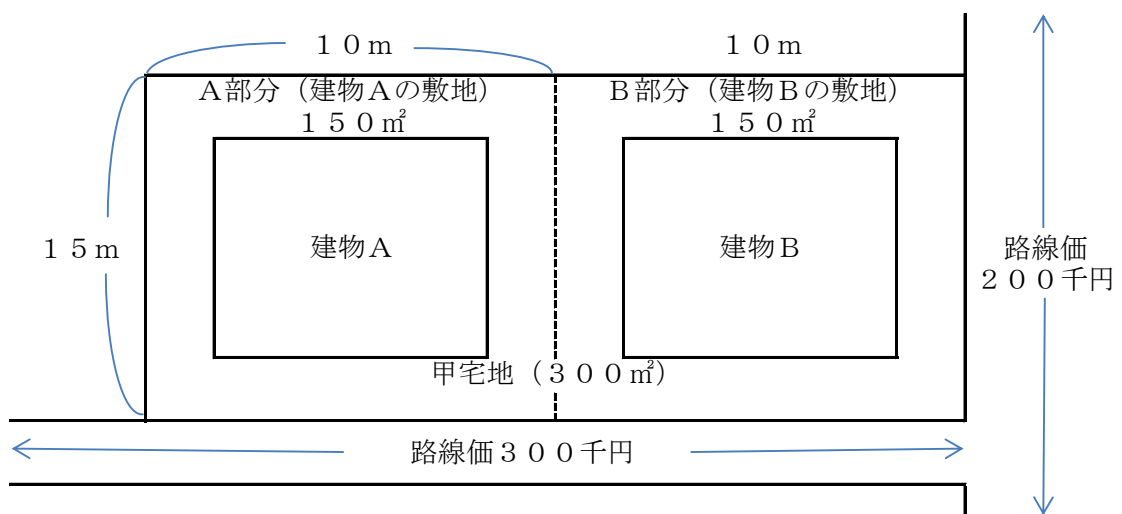
問8

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問について、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

増田和弘さん（以下「増田さん」という）は、東京都内に所有している甲宅地の有効利用について検討している。なお、甲宅地の状況等は以下のとおりであり、各設問間に関連はないものとする。

<甲宅地>



- ・地区区分 普通住宅地区
- ・奥行価格補正率（奥行10m以上24m未満） 1.00
- ・側方路線影響加算率

角地	0.03
準角地	0.02

- ・その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・借地権割合 60%
- ・借家権割合 30%
- ・甲宅地は、借地権の設定に際して権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・建物Aおよび建物Bは、いずれも戸建て住宅である。

(問題 36)

(設問C) 仮に、建物の状況が以下のとおりであった場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

区分	建物の所有者	建物の利用状況	備考
建物A	増田さん	貸家	それぞれ賃貸借契約により賃貸中であり、賃貸割合は100%である。また、賃借人は同一人ではない。
建物B	増田さん	貸家	

1. 74,292千円
2. 74,538千円
3. 74,784千円
4. 75,276千円

出典：平成27年度第1回CFP®資格審査試験
相続事業承継設計 問 8(問題 36)

○CFP レベルの論点

問 1 1

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問について、答えを 1～4 の中から 1 つ選んでください。

<設例>

S A 株式会社（以下「S A 社」という）および S B 株式会社（以下「S B 社」という）の代表取締役社長である大垣健二さん（以下「大垣さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。S A 社および S B 社の状況等は以下のとおりである。大垣さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、大垣さんの所有財産はすべて日本国内にある。なお、各設問間に関連はないものとする。

[S A 社および S B 社の状況]

●株主構成

株主	両社役職	S A 社		S B 社	
		保有株数	持ち株比率	保有株数	持ち株比率
大垣さん	代表取締役社長	4 3,0 0 0 株	8 6 %	2 0,0 0 0 株	1 0 0 %
大垣さんの長男	取締役	7,0 0 0 株	1 4 %	0 株	0 %
合計		5 0,0 0 0 株	1 0 0 %	2 0,0 0 0 株	1 0 0 %

●資本金等の状況

会社名	S A 社	S B 社
資本金等の額	5 0,0 0 0 千円	1 0,0 0 0 千円
1 株当たりの類似業種比準価額	2,4 0 0 円	7 0 0 円
1 株当たりの純資産価額	1,8 0 0 円	1,2 0 0 円
1 株 5 0 円当たりの配当金額 (普通配当)	直前期 年 2 円 直前々期 年 2 円	直前期 年 0 円 直前々期 年 0 円

●会社区分等

- ・ S A 社および S B 社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式で、1 0 0 株につき 1 個の議決権がある。
- ・ S A 社および S B 社の株式評価上の会社規模は以下のとおりである。
S A 社：中会社（L の割合 0.6）
S B 社：小会社（L の割合 0.5）
- ・ S A 社および S B 社は特定の評価会社には該当しない。

[その他]

- ・株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

次頁に続く

< 配当還元価額の算式 >

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

(問題 4 4)

(設問A) 仮に、大垣さんが保有するS A社の株式3,000株を長男に贈与した場合、長男の受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 1,800円
2. 2,040円
3. 2,160円
4. 2,400円

出典：平成27年度第1回CFP®資格審査試験
相続事業承継設計 問 11(問題 44)

■CFP資格審査試験

相続事業承継設計出題分析とTACテキスト対応表

TACテキスト(テーマ)		出題内容	平成25年1回	平成25年2回	平成26年1回	平成26年2回	平成27年1回	出題数
民法編	相続人	失踪宣告他			2	1		
		相続税法上の相続人	1	1	1	1	1	5
		養子		1	1	1	1	4
		相続人の欠格	1	1		1	1	4
		相続人の廃除	1	1	1			3
		相続人の不存在						0
	相続分	民法上の法定相続分	1	1	1	1	1	5
		特別受益者	1	1	1	1	1	5
		寄与者の相続分	1	1	1	1	1	5
		相続の承認と放棄	1	1	1	1	1	5
	遺産の分割	遺産分割協議他	1	1	1		1	4
	遺贈	包括遺贈と特定遺贈		1	1	1	1	4
		その他	2					2
	遺言	自筆証書遺言	1	1	1	1	1	5
		公正証書遺言	1	1	1	1	1	5
		遺言執行者				1		1
	遺留分	遺留分の計算	1	1	1	1	1	5
	遺留分に関する民法の特例	遺留分に関する民法の特例	1	1			1	3
		成年後見制度	2	2	1	2	1	8
相続税の課税価格	納税義務者と課税財産の範囲	制限納税義務者	1		1	1	1	4
		無制限納税義務者			1	1	1	3
		非居住無制限納税義務者	1					